# 伊方発電所

1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 <補足説明資料>

令和2年6月 四国電力株式会社

# 目 次

1号炉:4-1 伊方発電所1号炉廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方

について

1号炉:6-1 伊方発電所1号炉性能維持施設について

伊方発電所1号炉 審査資料			
資料番号	4-1 改 1		
提出年月日	令和2年6月22日		

# 伊方発電所1号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設

の考え方について

令和2年6月 四国電力株式会社

# 目 次

1.	は	じ	めに
2.	基	本的	的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.	廃	止	惜置計画認可申請書記載の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ć	3.	1	廃止措置対象施設 · · · · · · · · · · · · 1
ć	3.	2	解体対象施設の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
ć	3.	3	廃止措置の終了確認について······ 3

#### 1. はじめに

本資料は、廃止措置計画認可申請書及び廃止措置計画変更認可申請書 (以下「廃止措置計画認可申請書」という。)「四 廃止措置対象施設及び その敷地」に記載した廃止措置対象施設、「五 廃止措置対象施設のうち解 体の対象となる施設及びその解体の方法」(以下「本文五」という。)に記載した解体対象施設の記載の考え方について説明する。

#### 2. 基本的な考え方

原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可(以下「設置許可」という。)を受けた発電用原子炉施設は、廃止措置計画に基づき廃止措置を行い、廃止措置の終了した結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認(以下「終了確認」という。)を受けたとき、設置許可の効力を失うこととなる。

このため、廃止措置計画認可申請書の廃止措置対象施設は、設置許可を 受けた発電用原子炉施設を対象とする。

#### 3. 廃止措置計画認可申請書記載の考え方

廃止措置対象施設及び解体対象施設の廃止措置計画認可申請書への記載の考え方を以下に示す。

また、廃止措置対象施設と解体対象施設の関係を第1図に示す。

#### 3. 1 廃止措置対象施設

#### (1) 廃止措置対象施設の法令上の定義

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」 という。)において、廃止措置対象施設は次のとおり定義されている。

### (実用炉規則)

(定義)

# 第二条

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。(略)

十 <u>「廃止措置対象施設」</u>とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を 受けた<u>廃止措置計画</u>(同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の 六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後 のもの)に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

# (2) 廃止措置対象施設の審査基準における要求

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準では、廃止措置対象施設について、「解体する原子炉施設については、対象原子炉施設に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定する」こととされている。

# (3) 廃止措置対象施設の範囲

廃止措置対象施設の範囲は、設置許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器(1号及び2号炉用)及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。

また、発電用原子炉設置変更許可申請中の使用済燃料乾式貯蔵容器 (1号及び2号炉用)及び使用済燃料乾式貯蔵建屋は、設置許可を受け た段階で伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可の補正を行い、設置 許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設に含める。

#### 3.2 解体対象施設の範囲

2号又は3号炉との共用施設は、1号炉の廃止措置終了後も2号又は

3号炉の施設として引き続き供用していく計画としていることから、1 号炉の廃止措置計画認可申請書における解体の対象となる施設は、2号 又は3号炉との共用施設を除くものとし、2号炉のみとの共用施設の解 体は2号炉の廃止措置計画にて行う。

また、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下 構造物及び建家基礎についても、解体の対象から除くものとする。

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設を第1表に示す。

燃料集合体を除くこれらの解体の方法等については、廃止措置計画認可申請書本文五に示す。

燃料集合体の取扱いについては、廃止措置計画認可申請書「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。

なお、解体対象施設のうち、廃止措置期間中に機能を維持すべき原子 炉施設等については、廃止措置計画認可申請書「六 性能維持施設」に 示す。また、2号又は3号炉との共用施設は2号又は3号炉で管理する。

# 3.3 廃止措置の終了確認について

実用炉規則第百二十一条の廃止措置の終了確認の基準の一つに、 「廃止措置対象施設の放射線障害防止の措置が不要であること」が 規 定されている。

# (実用炉規則)

(廃止措置の終了確認の基準)

# 第百二十一条

法第四十三条の三の三十四第三項 において準用する法第十二条の六 第八項 に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に 掲げるとおりとする。

#### (略)

二 <u>廃止措置対象施設の敷地に</u>係る土壌及び当該敷地に<u>残存する施設</u> が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

2号又は3号炉との共用施設は、1号炉の解体終了後も2号又は3号炉で引き続き供用する計画としているため、これらの施設は残存することになり、2号又は3号炉側で管理されることとなる。

1号炉の廃止措置終了確認時においては、2号又は3号炉との共用施設は残存しているが、これらの施設については引き続き2号又は3号炉側で放射線による障害の防止の措置が講じられており、1号炉側で放射線による障害の防止の措置が必要とされない状況であることから、終了確認の基準を満足することになり、1号炉の廃止措置は終了できる。

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設(1/2)

その他の主要な構造     が    が    が    が    が    か	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称*1	解体対象
原子炉本体         燃料体 原子炉容器         (原子炉容器 原子炉容器 原子炉容器 原子炉容器 原子炉容器 原子炉容器 原子炉容器 原子炉容器 原子炉格納容器外周のコンクリート 壁 燃料取替装置 燃料移送装置 (変・4 燃料移送装置 (変・4 燃料移送装置 (変・4 (を株料・物質 貯蔵 設備 を用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料的設置)         (次・4 (を、2) (本4 (を、2) (本4) (本4) (本4) (本4) (本4) (本4) (本4) (本4	炉施設の一		原子炉補助建家	○ <sup>※ 2</sup>
原子炉本体		炉心	炉心支持構造物	
原子炉本体 放射線遮蔽体  「原子炉容器周囲のコンクリート壁」 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート 壁 燃料取替装置		燃料体	燃料集合体	○ ※ 3
放射線遮蔽体	百子后未休	原子炉容器	原子炉容器	$\circ$
核燃料物質   核燃料物質取扱設			原子炉容器周囲のコンクリート壁	$\circ$
核燃料物質の取扱施設		放射線遮蔽体		
核燃料物質   依燃料物質   依燃料物質貯蔵設備   依燃料物質貯蔵設備   依燃料物質貯蔵設備   使用溶燃料貯蔵設備   使用溶燃料貯蔵設備   使用溶燃料貯蔵設備   (東)   (東)		<b>拉</b> 燃	燃料取替装置	○ ※ 4
R	核燃料物質		燃料移送装置	○ * 4
技	の取扱施設	7/用 	除染装置	O * 4
では、	及び貯蔵施	<b>技搬业</b>	新燃料貯蔵設備	
使用資燃料乾式貯蔵施設   蒸気発生器   1次冷却材ポンプ   1次冷却材管   1次冷却材管   1次冷却材管   1次冷却材管   1次冷却材管   1次冷却材管   1次冷却材情   1次冷却材管   1次冷却材情   1次冷却材情   1次冷却材情   1次冷却材度   1次冷却材度   1次冷却材度   1次冷却材度   1次冷却材温度制御設備	設	·	使用済燃料貯蔵設備	○ <sup>※ 4</sup>
1次冷却設備       1次冷却材ポンプ       ○         1次冷却材管       ○         加圧器       ○         2次冷却設備       夕ービン         高圧注入系       ○         店圧注入系       ○         佐圧注入系       ○         をの他の主要な事項       化学・体積制御設備         クービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         大部装       ○         その他の主要な計装       ○         原子炉停止回路       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         制御材       ○         制御材       ○         計御財       ○         大冷却材温度制御設備       ○		17用 	使用済燃料乾式貯蔵施設	X
1次冷却設備       1次冷却材管加圧器         2次冷却設備       タービン         高圧注入系       ○         高圧注入系       ○         京統施設       非常用冷却設備       ○         化定注入系       ○         佐圧注入系       ○         化学・体積制御設備       ○         余熱除去設備       ○         タービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         核計装       ○         その他の主要な計装       ○         を全保護回路       ○         制御材       ○         制御材駆動設備       ○         その他の主要な事       ○         大冷却材温度制御設備       ○		1 次冷却設備	蒸気発生器	$\circ$
原子炉冷却       2次冷却設備       タービン       ○         系統施設       非常用冷却設備       低圧注入系       ○         非常用冷却設備       低圧注入系       ○         本の他の主要な事項       化学・体積制御設備       ○         本熱除去設備       ○       ○         タービンバイパス設備       ○       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○       ○         本の他の主要な計装       ○       ○         本の他の主要な計装       ○       ○         本の他の主要な安全保護回路       ○       ○         制御材       ○       ○         計御材       ○       ○         本の他の主要な字全保護回路       ○       ○         おお表       ○       ○       ○         本の他の主要な会全保護回路       ○       ○         おお表       ○       ○       ○         本の他の主要な安全保護回路       ○       ○         本の他の主要な事及び大気放出弁       ○       ○         本の他の主要な安全保護回路       ○       ○         本の他の主要な事及び未知可能       ○       ○         本の他の主要な事と保護回路       ○       ○         本の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事及の他の主要な事な事な事な事業       ○			1次冷却材ポンプ	0
原子炉冷却 系統施設       1       1       0			1 次冷却材管	$\circ$
原子炉冷却 系統施設       非常用冷却設備       高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系       ○         その他の主要な事項       化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         お計装 その他の主要な計装       ○         お計装 その他の主要な計装       ○         事業 その他の主要な計装       ○         原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備 その他の主要な事       ○         おおま その他の主要な会全保護回路 制御材 制御材 制御材 制御材 制御材 制御材 利御材 記述       ○			加圧器	$\circ$
系統施設       非常用冷却設備       低圧注入系 蓄圧注入系       ○         化学・体積制御設備       ○         余熱除去設備       ○         タービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         核計装       ○         その他の主要な計装       ○         原子炉停止回路       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       ○         十個材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備		2次冷却設備	タービン	$\circ$
蓄圧注入系       ○         その他の主要な事項       化学・体積制御設備         会熱除去設備       ○         タービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         核計装       ○         その他の主要な計装       ○         安全保護回路       原子炉停止回路         その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         制御材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備	原子炉冷却		高圧注入系	$\circ$
その他の主要な事項       化学・体積制御設備       ○         京無院去設備       ○         タービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         核計装       ○         その他の主要な計装       ○         原子炉停止回路       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         制御討備       ○         十御設備       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         村御財駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備	系統施設	非常用冷却設備	低圧注入系	$\circ$
その他の主要な事項       余熱除去設備       ○         タービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         計測制御系統施設       計装       ○         安全保護回路       原子炉停止回路       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         制御材       ○         制御材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備			蓄圧注入系	0
項       タービンバイパス設備       ○         主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         核計装       ○         その他の主要な計装       ○         原子炉停止回路       ○         その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備         こ       ○         「大冷却材温度制御設備       ○			化学・体積制御設備	0
主蒸気安全弁及び大気放出弁       ○         核計装       ○         その他の主要な計装       ○         安全保護回路       原子炉停止回路         その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       制御材         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備			余熱除去設備	0
計製制御系 統施設       大の他の主要な計装       ○         計測制御系 統施設       安全保護回路       原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       制御材       ○         十御設備       ○       十御材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備       ○			タービンバイパス設備	0
計測制御系統施設       安全保護回路       原子炉停止回路       ○         計測制御系統施設       制御設備       制御材       ○         制御設備       制御材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備       ○			主蒸気安全弁及び大気放出弁	$\circ$
計測制御系 統施設       安全保護回路       原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路       ○         制御討備 その他の主要な事       制御材       ○         制御材駆動設備 その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備       ○		=1. \ <del>/ 1:</del>	核計装	0
計測制御系 統施設       安全保護回路       その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       制御材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備       ○		計袋	その他の主要な計装	0
計測制御系 統施設       安全保護回路       その他の主要な安全保護回路       ○         制御設備       制御材駆動設備       ○         その他の主要な事       1次冷却材温度制御設備       ○		安全保護回路	原子炉停止回路	0
統施設制御設備制御材○制御材駆動設備○その他の主要な事1次冷却材温度制御設備	計測制御系		その他の主要な安全保護回路	0
制御材駆動設備   ○	統施設	Hullboan and the		0
		刑御設傭	制御材駆動設備	0
項 加圧器制御設備 〇		その他の主要な事	1 次冷却材温度制御設備	0
		項	加圧器制御設備	0

※1:記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家)を含む。

※2:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び

建家基礎は本表から除く。

※3:燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※4:2号又は3号炉との共用施設は解体対象施設から除くものとし、2号炉の

みとの共用施設の解体は2号炉の廃止措置計画にて行う。

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設(2/2)

施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <mark>*1</mark>	解体対象
	気体廃棄物の廃棄	ガス圧縮装置	×
		ガス減衰タンク	×
	設備	補助建家排気筒	0
		ほう酸回収系	○ * 4
	液体廃棄物の廃棄	廃液処理系	○ <sup>※ 4</sup>
放射性廃棄	設備	洗浄排水処理系	×
物の廃棄施		放水口	×
設		ドラム詰装置	×
		ベイラ	×
	固体廃棄物の廃棄	雑固体焼却設備	×
	設備	使用済樹脂貯蔵タンク	×
		固体廃棄物貯蔵庫	×
		蒸気発生器保管庫	×
	屋内管理用の主要	放射線監視設備	○ ※ 4
	な設備	放射線管理設備	×
		排気モニタ	○ * 4
放射線管理		排水モニタ	○ <sup>※ 4</sup>
施設	屋外管理用の主要	気象観測設備	×
	な設備	敷地内外の固定モニタ	×
		放射能観測車	×
		環境試料の放射線測定装置	×
	構造	原子炉格納容器	○ ※ 2
  原子炉格納		原子炉格納容器空気再循環設備	$\circ$
旅 丁 炉 俗 衲     施 設	その他の主要な事	原子炉格納容器換気設備	$\bigcirc$
旭政	項	アニュラス空気再循環設備	0
		原子炉格納容器スプレイ設備	0
		受電系統	×
その他発電	非常用電源設備	ディーゼル発電機	0
用原子炉の 附属施設		蓄電池	0
	その他の主要な事項	海水淡水化装置	×

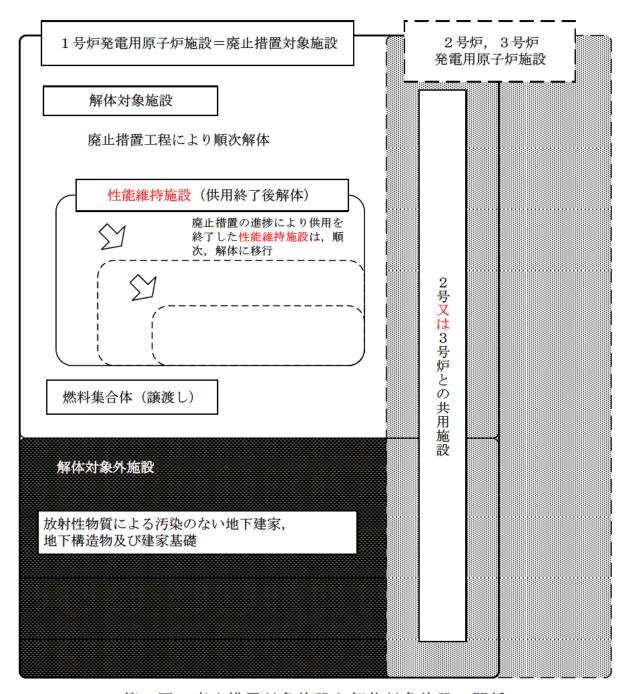
※1:記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家)を含む。

※2:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家,地下構造物及び 建家基礎は本表から除く。

※3:燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※4:2号又は3号炉との共用施設は解体対象施設から除くものとし、2号炉の

みとの共用施設の解体は2号炉の廃止措置計画にて行う。



第1図 廃止措置対象施設と解体対象施設の関係

伊方発電所1号炉 審査資料			
資料番号 6-1改1			
提出年月日	令和2年6月22日		

# 伊方発電所1号炉

性能維持施設について

令和2年6月 四国電力株式会社

# 目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	性能維持施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	維持機能及び性能維持施設の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4.	維持期間10
5.	運転中との機能・維持台数比較 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 12
6.	施設管理・・・・・・・・・・・・・・・・16
別	紙-1 中央制御室の維持管理について … 27
別	紙- <mark>2</mark> 廃止措置におけるディーゼル発電機の維持台数について ····· <mark>28</mark>
別	紙-3 廃止措置対象施設等の選定結果について・・・・・・・・・32

#### 1. はじめに

本資料は、伊方発電所1号炉の廃止措置計画認可申請書及び廃止措置計画 変更認可申請書「六 性能維持施設」に記載した性能維持施設並びに性能維 持施設の機能及び性能を維持する期間の記載の考え方について説明する。

#### 2. 性能維持施設

原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可(以下「設置許可」という。)を受けた発電用原子炉施設は、廃止措置計画に基づき廃止措置を行い、廃止措置の終了した結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けたとき、設置許可の効力を失うこととなる。

このため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により 許可された、設置許可に記載する発電用原子炉施設を廃止措置計画認可申請 書「四 廃止措置対象施設及びその敷地」において廃止措置対象としている。

廃止措置対象施設のうち廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設を性能維持施設とする。具体的な考え方は「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」(以下「審査基準」という。)に詳細に記載されているため、これに基づき性能維持施設を抽出する。

性能維持施設のうち、2号炉又は3号炉との共用設備は、2号炉又は3号炉の運転に必要な設備であるため、2号炉又は3号炉で管理する。このため、これらの共用設備は性能維持施設の範囲に含めない。

#### 3. 維持機能及び性能維持施設の抽出

廃止措置計画認可申請書「六 性能維持施設」に記載した性能維持施設は、 上記2. 性能維持施設に基づき、設置許可された施設のうち、プラント運転 中から廃止措置においても引き続き機能を維持する施設を対象としている。

具体的には審査基準に基づき、性能維持施設を廃止措置対象施設から抽出 している。

以下に審査基準で必要とされる機能及び性能維持施設の考え方を示す。

# (1)建家及び構造物

審査基準では建家及び構造物の放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能の維持管理が必要とされている。廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。

また、審査基準では建家及び構造物の放射線遮蔽体としての機能の維持が必要とされている。廃止措置では、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
放射性物質漏えい防止	原子炉格納容器
機能	原子炉補助建家
放射線遮蔽機能	原子炉容器周囲のコンクリート壁
	原子炉格納容器外周のコンクリート壁
	原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピッ
	ト,廃液蒸発装置室,使用済樹脂貯蔵タンク
	室)) *

※:放射性物質を内包する性能維持施設(使用済燃料ピット、廃液蒸発装置、使用済樹脂貯蔵タンク)に係る補助遮蔽が対象であることを明確化。

#### (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

審査基準では核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の各々について所要の 性能を維持管理することが必要とされている。

### a. 核燃料物質取扱施設

核燃料物質取扱施設の所要の性能とは、設置許可本文五「二(イ)核燃料物質取扱設備の構造」に示す機能を満足することである。この機能は、具体的には、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」である。廃止措置では新燃料及び使用済燃料の搬出などの際に取り扱う必要があることから、これらの機能を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
臨界防止機能 燃料落下防止機能	<ul><li>使用済燃料ピットクレーン</li><li>補助建家クレーン</li><li>新燃料エレベータ</li></ul>
除染機能	除染装置

# b. 核燃料物質貯蔵施設

核燃料物質貯蔵施設の所要の性能とは、設置許可本文五「二(ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す機能を満足することである。この機能は、具体的には、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」である。廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出するまで貯蔵する必要があることから、これらの機能を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵ラック)
水位及び漏えいの監視 機能 浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット、使用済燃料ラック、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備、使用済燃料ピット水浄化冷却設備)
給水機能	燃料取替用水タンク

# (3) 放射性廃棄物の廃棄施設

審査基準では放射性廃棄物の廃棄施設について適切に維持管理すること が必要とされている。

# a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備

放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能は、気体状の放射性廃棄物を処理する「放射性廃棄物処理機能」である。廃止措置では、放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒

#### b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備

放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能は、液体状の放射性廃棄物を処理する「放射性廃棄物処理機能」である。廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため性状に応じた処理機能を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
放射性廃棄物処理機能	格納容器冷却材ドレンタンク 補助建家冷却材ドレンタンク 冷却材貯蔵タンク 補助建家機器ドレンタンク 補助建家サンプタンク 格納容器サンプ 廃液貯蔵タンク

# c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備

放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能は、固体状の放射性廃棄物を処理 及び貯蔵する「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」 である。廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵することから、 放射性廃棄物処理・貯蔵機能を有する設備を維持管理する必要があるが、 これらの設備はすべて2号炉又は3号炉との共用設備であり、1号炉に て維持管理すべき性能維持施設はない。

# (4) 放射線管理施設

審査基準では発電用原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る設備について適切に維持管理することが必要とされている。

# a. 発電用原子炉施設の放射線監視

発電用原子炉施設の放射線監視の機能は、発電用原子炉施設における 放射線を監視する「放射線監視機能」である。廃止措置では、発電用原 子炉施設の放射線を管理するため、発電用原子炉施設の放射線を監視す る機能を有する設備を維持管理する。

#### (a) 固定エリアモニタ

固定エリアモニタについては、「原子力発電所放射線モニタリング指針(JEAG4606-2003)」で示された以下の観点から選定した固定エ

リアモニタを性能維持施設とする。具体的な性能維持施設は下表のと おり。

維持機能	性能維持施設		JEAG4606-2003
放射線監視機能	固定 エリア	使用済燃料ピット付近	変動
//X/31///X EE. [/L/1/X HE	モニタ	ドラム詰操作室	作業等の立入

# (b) 固定プロセスモニタ

原子炉を運転しないため、1次冷却材の放射能を監視するモニタ、 1次冷却材の2次系への漏えいを監視するモニタ等は不要となるが、 管理区域で使用した後の補助蒸気は、管理区域外に移送されることか ら、補助蒸気ドレンモニタを性能維持施設とする。

維持機能	性能維持施設
放射線監視機能	固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)

### b. 環境への放射性物質の放出管理

環境への放射性物質の放出管理の機能は、環境(施設外)へ放出する 放射性物質を確認する「放出管理機能」である。廃止措置では、放射性 気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する。このため、これら の機能を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のと おりであるが、放射性液体廃棄物の放出管理に係る設備は2号炉との共 用設備であり、1号炉にて管理すべき性能維持施設はない。

維持機能	性能維持施設
放出管理機能	排気筒モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格 納容器排気筒ガスモニタ)

#### c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理

管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理の機能は、放射 線業務従事者個人の被ばく及び汚染の確認並びにエリア内の空気中の放 射性物質濃度を確認する「放射線管理機能」である。廃止措置では、管理区域内で作業を行うため、これらの機能を有する設備を維持管理する必要があるが、これらの設備はすべて2号炉又は3号炉との共用設備であり、1号炉にて管理すべき性能維持施設はない。

# (5) 解体中に必要なその他の施設

審査基準では解体中に必要なその他の施設として、換気設備、非常用電源設備及びその他安全確保上必要な設備の維持管理が必要とされている。 各々の性能維持施設は以下のとおり。

#### a. 換気設備

審査基準では、核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で発電用原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合に換気設備を維持管理することが必要とされている。

廃止措置では、核燃料の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「換気機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
換気機能	格納容器給気ファン 格納容器排気ファン 補助建家給気ファン 補助建家給気ユニット 補助建家排気ファン 補助建家排気フィルタユニット 補助建家排気筒**

※補助建家排気筒は、「放射性廃棄物処理機能」に加え「換気機能」も有す

#### ることを明確化

# b. 非常用電源設備

審査基準では、商用電源が喪失した際、解体中の発電用原子炉施設の 安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、維持管理 することが必要とされている。

使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。 具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池

## c. その他の安全確保上必要な設備

審査基準では、その他の安全確保上必要な設備(補機冷却設備、照明 設備等)の維持管理が必要とされている。

b. で記載したとおり、廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「冷却機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
冷却機能	原子炉補機冷却海水設備(海水ポンプ) 原子炉補機冷却水設備(原子炉補機冷却水冷 却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷 却水サージタンク)

また、商用電源の電源喪失時においても作業者が1号炉内から安全に 避難できるよう「照明機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性 能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
照明機能	非常用照明

# (6) 検査·校正

性能維持施設に対する検査・校正については、「保安規定」に管理の方法を定め、実施する。

# (7) その他の安全対策

審査基準では、「その他の安全対策として」の措置を講じることが必要と されている。その他の安全対策を以下に示す。

a. 管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置

管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に区分し、保安のための措置を講ずるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立ち入りを制限する措置を講じる。これら管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置については、原子炉運転中と同様に、保安規定に定め、実施する。

b. 発電用原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺 環境に対する放射線モニタリング

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質濃度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように管理する。また、放出される放射性物質について放出管理目標値を定めるとともに、放射性物質濃度の測定を行い、これを超えないように努める。放射性廃棄物の放出に当たっては、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。これら廃止措置期間中の発電用原子炉施設から

の放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングについては、原子炉運転中と同様に、保安規定に定め、実施する。

c. 発電用原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置 発電用原子炉施設への第三者の不法な接近を防止するため、境界に柵 又は標識を設ける等の方法によって発電用原子炉施設への第三者の不法 な接近を防止する措置を講じる。

# d. 火災防護

審査基準では火災の防護設備を維持管理することを必要としている。 廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから「消火機能」を 有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

維持機能	性能維持施設
消火機能	消火栓(管理区域内)**

※放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持 管理するため、管理区域内の消火栓が対象であることを明確化。

また、審査基準では可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が 生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要とされている。 このため、火災防護のための措置を定め、実施する。

# 4. 維持期間

廃止措置期間中に維持すべき機能及び性能の維持期間については、廃止 措置期間全体を見通して以下の考え方に基づき設定する。

#### (1) 建家及び構造物

原子炉格納容器及び原子炉補助建家の「放射性物質漏えい防止機能」及

び性能は、それぞれ管理区域を解除するまで維持管理する。

原子炉格納容器に関連する「放射線遮蔽機能」及び性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持管理する。

また、原子炉補助建家の「放射線遮蔽機能」及び性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。

# (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

a. 核燃料物質取扱施設

新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」並びに性能は、1号炉に貯蔵している新燃料又は使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。

# b. 核燃料物質貯蔵施設

使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化・冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。

また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」<mark>及び性能</mark>は、1号炉に 貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持**管理**する。

#### (3) 放射性廃棄物の廃棄施設

a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備

放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。

#### b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備

放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。

#### (4) 放射線管理施設

a. 発電用原子炉施設の放射線監視

放射線監視設備の「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。

b. 環境への放射性物質の放出管理

放射性気体廃棄物の排気筒モニタの「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。

- (5) 解体中に必要なその他の施設
  - a. 換気設備

管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能は、管理 区域を解除するまで維持管理する。

b. 非常用電源設備

商用電源喪失時に安全確保上必要な「電源供給機能」及び性能は、1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。

c. その他安全確保上必要な設備

使用済燃料を冷却するために必要な「冷却機能」<mark>及び性能</mark>は、1号炉 に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持**管理**する。

また、商用電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」 及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。

(6) 火災防護

消火設備の「消火機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。

5. 運転中との機能・維持台数比較

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較

を表-1に示す。プラント運転中と廃止措置期間中との主な相違点は以下の とおり。

現在、性能維持施設のうち計測機器類による監視の一部は中央制御室にて行っていることから、運転員による監視が必要な期間は中央制御室の解体は行わない。(「別紙-1 中央制御室の維持管理について」参照)

なお、社内規定において、当直長が中央制御室、現場計器及び連続記録を 使用して適切な頻度で監視を実施すること並びに中央制御室にて監視中に発 信した警報に関する運転員の初動対応等について定めている。

#### (1)核燃料物質貯蔵設備

核燃料物質貯蔵設備のうち使用済燃料ピット冷却設備については、運転中と同様に「浄化・冷却機能」を維持管理する。しかし、廃止措置段階では、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあること及び運転中から使用済燃料ピット水浄化冷却設備に多重性は要求されていないことから、2系統のうち廃止措置における使用済燃料ピットの冷却に必要な1系統を維持管理する。

また、燃料取替用水タンクについては、使用済燃料ピット漏えい時における水量確保としての「給水機能」は維持管理するが、原子炉内への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。

# (2) 放射性廃棄物の廃棄施設

2号炉廃止に伴い、原子炉格納容器冷却材ドレン及び原子炉補助建家冷却材ドレンに含まれるほう酸を回収し再使用する必要がないことから、ほう酸回収系(ほう酸回収装置)でなく、廃液処理系(廃液蒸発装置)にて処理を行う。効率的な放射性廃棄物処理を実施するため、冷却材貯蔵タンクは維持管理する必要がある。ただし、廃液蒸発装置の処理容量はほう酸

回収装置の処理容量より少なく1次冷却材の抽出水も発生しないため、冷却材貯蔵タンクについて設置台数3基全てを維持管理する必要はない。また、廃止措置段階では、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分ある。これらを踏まえ、3基のうち廃止措置における放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。

なお、従前は、2号炉の運転を想定していたため、原子炉格納容器冷却 材ドレン及び原子炉補助建家冷却材ドレンに含まれるほう酸を回収し再使 用する上でほう酸回収系(ほう酸回収装置)での処理が必要なため、冷却 材貯蔵タンクは設置台数3基を全て維持管理することとしていた。

# (3) 放射線管理施設

補助建家排気筒ガスモニタ及び格納容器排気筒ガスモニタについては、 運転中と同様に「放出管理機能」を維持管理するが、多重性は必要ないこ とから、2台のうち環境へ放出する放射能の監視に必要な1台を維持管理 する。

#### (4) 原子炉格納施設

原子炉格納施設のうち原子炉格納容器については、運転中と同様に「放射性物質漏えい防止機能」を維持管理するが、運転時における原子炉冷却材喪失事故などは発生しないため、「事故時の気密性」は維持管理しない。また、格納容器隔離弁等についても「事故時の放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。

#### (5)非常用電源設備

非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、運転中と同様に「電源供給機能」を維持管理するが、廃止措置段階では原子炉が停止しており、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための機器へ電源を供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機から電力を供給する性能維持施

設に多重性は必要ないため、2台のうち廃止措置における電源供給に必要な1台を維持管理する。(「別紙-2 廃止措置におけるディーゼル発電機の維持台数について」参照)また、貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動及び10秒以内の電圧確立機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。

蓄電池については、しゃ断器操作回路、信号灯等の制御計測用負荷及び 非常用照明に電力を供給する機能を維持管理する。廃止措置段階ではプラ ントが停止しているため、タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁等の非常 用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また、蓄電池から電源を供給 する性能維持施設に多重性は必要ないため、2組のうち廃止措置における 電源供給に必要な1組を維持管理する。

# (6) 原子炉補機冷却設備、原子炉補機冷却海水設備

原子炉補機冷却設備、原子炉補機冷却海水設備については、運転中と同様に「冷却機能」を維持管理するが、廃止措置期間中においては、事故時等に原子炉を安全に停止するための機器を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、2系統(4台)のうち1系統(1台)を維持管理する。

貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、使用済燃料ピット等の冷却についても時間的余裕が十分にあるため、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。

# (7) 換気設備

換気設備については、運転中と同様に「換気機能」を維持管理するが、 補助建家排気ファン3台のうち1台は運転中から予備機であり、廃止措置 段階では予備機は不要であるため、3台のうち2台を維持管理する。

# 6. 施設管理

性能維持施設は、保安規定において性能維持施設の施設管理に係る具体的 事項を定め、保全活動を実施する。

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/10) 伊方1号炉 <del></del>表一1

		備考	●運転中との差異無し	●運転中との差異無し	●運転中との差異無し		●運転中との差異無し				●運転中との差異無し
		新 也 数	1	<b>社</b>	1	₩ 1	1 ==	1 =	1 4	1 中	1 计
	廃止措置中	機能	< 放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線業務従事者 の受ける被ばく線量を低減する ため、上記機能を有する設備を 維持管理する。	<放射性物質漏えい防止機能> 放射性物質の外部への漏えいを 防止するため、上記機能を有する設備を維持管理する。	<ul><li>公外射線遮蔽機能&gt; 周辺公衆及び放射線業務従事者 の被ばく線量を低減するため、</li></ul>	上記機能を有する設備を維持 <mark>管</mark> 理する。	<ul><li>公臨界防止機能&gt;</li><li>&lt; 然料路下防止機能&gt;</li><li>如此機能&gt;</li><li>如此機能</li></ul>	MISMA CORTANA TORTH 業等において、核燃料物質を安全に取扱う必要があるため、上	記機能を有する設備を維持管理   する。	<除染機能> 使用済燃料輸送容器等の除染を行う。	<臨界防止機能> 新燃料を搬出するまで貯蔵する 必要があるため、上記機能を有 する設備を維持 <mark>管理</mark> する。
·維持台数		長停中必台期上の要数	11	<b></b>	1	1	1 4	1 1	1 4 4	1 4 4	11
機能・約		設 台 数	H	<del>K</del>	₩ 1	11	1 =	1 🗅	1 4 4	1 🕁	11
	中锤更	機能	< 放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線業務従事者の被ば く線量を低減するため、「放射線遮蔽機 能」を有する設備を設置する。	<放射性物質漏えい防止機能> 放射性物質の外部への漏えいを防止するため、「放射性物質漏えい防止機能」 を有する設備を設置する。	<ul><li>く放射線遮蔽機能&gt; 周辺公衆及び放射線業務従事者の被ば く線量を低減するため、「放射線遮蔽機</li></ul>		<臨界防止機能> <燃料格下防止機能> でご練むで応報 発酵性の 4 年間炎	ゲン派件の取音、別窓件の支入、皮出資 燃料の搬出作業等において、核燃料物質 を安全に取扱う設計とする。		<除染機能> 使用済燃料ピットに隣接して設け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。	<臨界防止機能> 純水で満たされたとしても臨界未満と なるよう設計する。
持施設		設備(建家)名称	原子炉補助建家 (補助 遮蔽 (使用済燃料ピット、廃液蒸発装置室、 ト、廃液蒸発装置室、 使用済樹脂貯蔵タン ク室))	原子炉補助建家	原子炉容器周囲の コンクリート壁	原子炉格納容器外周 のコンクリート壁	使用済燃料ピット クレーン	補助建家クレーン	新燃料エレベータ	除染装置	新燃料貯蔵設備新燃料貯蔵ラック
性能維持施設		設備等の 区分	と出籍 と出籍 をなな		放射線遮蔽体		核燃料物質取扱				核 然 料 物質貯蔵 設 備
		施設区分	発 子 の 造 単 海 堀 手 恵 郷 単 郷 郷 華 韓 華		原子炉本体		数 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の が の が の が の が が が が が が が が が が が が が				

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/10) 伊方1号炉 

		備考	●運転中との差異無し	●運転中との差異無し	●運転中との差異無し	●系統数の低減 廃止措置段階では、燃料取替による使用済燃料は 発生せず貯蔵されている使用済燃料は十分冷えて おり、設備の故障時に時間的余裕があること及び運 転中から使用済燃料ピット水浄化冷却設備に多重 性は要求されていないことから、2系統のうち1系 統を維持管理する。	●「ほう素濃度」は維持しない 廃止措置段階では、原子炉内への注入は不要となることから「ほう素濃度」は維持管理しない。	
		維持台数	1 個	H 1	# 1	1	1 署	
	廃止措置	機能	<臨界防止機能> 新燃料及び使用済燃料を搬出 するまで貯蔵する必要がある ため、上記機能を維持 <mark>管理</mark> す る。	<臨界防止機能> 新燃料及び使用済燃料を1号 炉から搬出するまで貯蔵する 必要があるため、上記機能を維 特 <mark>管理</mark> する。	く水位及び漏えいの監視機能 > ( 世界 ) を用済燃料を1号炉から搬出するまで貯蔵する必要があるため、上記機能を維持管理する。	<浄化・冷却機能> 使用済燃料を搬出するまで貯蔵する必要があるため、上記機能を維持管理する。	<給水機能> (<ほう素濃度> を除く) 使用済燃料ピットからの漏え い時に水を補給する。	
<ul><li>維持台数</li></ul>		長停中必台期上の要数	1 個	₩ H	<b></b>	1 署		
機能・維		設置台数	1個	<b></b>	<b></b>	K. 缮	1	
	運転中	機能	<臨界防止機能> 燃料が臨界に達することの無い設計と する。	<臨界防止機能> 燃料が臨界に達することの無い設計と する。	<水位及び漏えいの監視機能> 使用済燃料ピットは、ピット水位及びピット水の漏えいを監視する設備を設ける。	<浄化・冷却機能> 使用済燃料とット水浄化冷却設備は、使用済燃料からの崩壊熱を十分除去できる設計とする。	<給水機能> 使用済燃料ピットからの漏えい時にほう酸水を補給する。	
性能維持施設		設備 (建家) 名称	使用済燃料貯蔵設備使用済燃料ピット	使用済燃料貯蔵設備使用済燃料ラック	使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料ピット 水位及び使用済燃 料ピット水の漏え いを監視する設備	使用済燃料貯蔵設備使用済燃料ピット水浄化冷却設備	燃料取替用水タンク	
性能維		設備等の 区分	核 然 数 物質 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數					
		超 区分	核燃料物 質の取扱 施設及び 貯蔵施設					

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/10) 伊方1号炉 <del>素</del>—1

	備考					●運転中との差異無し			●台数の低減	2号炉廃止に伴い、原子炉格納容器冷却材ドレン及	び原子炉補助建家冷却材ドレンに含まれるほう酸	を回収し再使用する必要がないこと、廃止措置段階	<ul><li>では、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制</li></ul>	限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分ある等	から、冷却材貯蔵タンク3基のうち、廃止措置にお	ける放射性液体廃棄物の処理に必要な1 基を維持	管理する。			
			業,	小教			1 基		1	1署		1番		1 崔		1署		1 ⊭	1 基	1 基
	廃止措置		機能			< 放射性廃棄物処理機能>	放射性気体廃棄物を処理する	機能を維持管理する。	<放射性廃棄物処理機能>	放射性液体廃棄物を処理する	機能を維持管理する。									
維持台数		全 道	停中	必	台数		1 基		1	1 署		1 崔		3 崔	1	1 署		1 ⊭	1 基	1 基
機能・維			設.	林			1 基		1	1署		1 崔		3 崔		1署		1 ⊭	1 基	1 基
	連		蒸			< 放射性廃棄物処理機能>	放射性気体廃棄物を処理する機能		< 放射性廃棄物処理機能>	放射性液体廃棄物を処理する機能			,							
特施設		設備(建家)名称			補助建家排気筒			格納容器冷却材ド	レンタンク	据	a 2 角 冬 丘 子 2 デフンタンク	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	冷却材貯蔵タンク	補助建家機器	ドレンタンク	2 年 年 元	<b>11型 単分 単分 プタンク</b>	格納容器サンプ	廃液貯蔵タンク	
性能維持施設		1	報業の対対の			気体廃棄	物の廃棄	設備	液体廃棄	物の廃棄	設備						1			
		1	麗 区談 分			放射性廃	乗物の廃	棄施設												

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (4/10) 伊方1号炉 <del>素</del>—1

		備考	<ul><li>●台数の低減 補助建家排気筒ガスモニタ及び格納容器排</li></ul>	気筒ガスモニタについては、多重性は必要な	いことから、2台のうち環境へ放出する放射	能の監視に必要な1台を維持管理する。							
		新 古 数	$1\\ \boxminus$		1		1 1 1		1			1	
	廃止措置	機能	<放射線監視機能> 発電用原子炉施設内の放射線	を監視するため、上記機能を有	する設備を維持管理する。		<ul><li>公分射線監視機能&gt;環境へ放出する放射能を監視するため、上記機能を有する設置する。</li></ul>	M C M J B T 7 2 5 C が H 管 理 機 能 >	環境へ放出する放射能を監視	するため、上記機能を有する設	備を維持管理する。		
維持台数		長中中心も関土の要数	1 🗅		1 台		1-		1 合			1	
機能・網		設 古 数	1 🗅		1 🗅		1 🖶		2 中			2	
	中強重	機能	                         	に行う。			  	  <	従業員及び周辺公衆の安全管理を確実	に行う。			
特施設		設備 (建家) 名称	固定エリアモニタ ドラム詰操作室	固定エリアモニタ	使用済燃料ピット	付近	固定プロセスモニタ 補助蒸気ドレンモ ニタ	排気管モニタ	補助建家排気筒	ガスモニタ	排気筒モニタ	格納容器排気筒	ガスモニタ
性能維持施設		設備等の区分	屋内管理 用の主要	な設備				屋外管理	用の主要	な設備			
		超 区 公分	放射線 管理施設					•					

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (5/10) 伊方1号炉 

		無地	●「事故時の気密性」は維持管理しない 運転時における原子炉冷却材喪失事故等は発生 しないため、「事故時の気密性」は維持管理しない。 格納容器隔離弁等についても事故を想定した「事故 時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防 止機能」は維持管理しない。	●運転中との差異なし	
		淮 A 黎	五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	2 □	2 🖶
	廃止措置	機能	                         	 く換気機能> 施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生	があるため、上記機能を維持 <mark>管</mark> 理する。
維持台数		長停中必台期止の要数	1 基	20日	2 =
機能・網		也 楼 斶	1 基	2 台	2 台
	中 連 重	機能	     	    原子炉停止中、作業員が原子炉格納容器 内に立ち入る場合、原子炉格納容器内空 	気を新鮮な空気と入れかえる目的のた めに設ける。
持施設		設備(建家)名称	原子炉格納容器	格納容器給気ファン	格納容器排気ファン
性能維持施		設備等の区分	趙	その色色でまる。	
		超 区 公	所 格 想		

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較(6/10) 伊方1号炉 

無			●台数の低減他 ディーゼル発電機は、外部電源が喪失した場合に 発電所を安全に停止するために必要な電源を供給 できるよう、1台当たり設備容量約4,500kVAである。 廃止措置段階では原子炉が停止しており、外部電 源奥失時に原子炉を安全に停止するための機器 (低圧注入ポンプなど)へ電力を供給する必要は なく、ディーゼル発電機負荷は約4,100kVAで十分 余裕がある。 供給先・原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、 使用済燃料ピットポンプ 等 でえ、ディーゼル発電機負荷は約4,100kVAで十分 なく、ディーゼル発電機負荷は約4,100kVAで十分 なく、ディーゼル経電機がら電力を供給する必要は でままする。 世間が終料ピットボンプ、第水ポンプ、 使用済燃料ピットボンプ、等 ディーゼル発電機がら電力を供給する性能維持 でまける電源供給に必要ないため、2台のうち廃止措 電における電源供給に必要ないため、2台のうち廃止指 でまが、時間済燃料ビット水浄化冷却設備への 電源供給についても時間的余格が十分にあるた め、「自動起動及び10秒以内の電圧確立機能」及び り、「自動給電機能」は維持管理しない。	●台数の低減 蓄電池は、全交流電源が喪失した場合でも原子炉 を安全に停止しかつ停止後原子炉の冷却を確保す るのに十分な容量として、1組当たり設備容量約 1,600Ahである。 廃止措置段階では、タービン動補助給水ポンプ蒸 気入口弁等の非常用動力負荷等に電力を供給する 必要はないことから、蓄電池最大容量は約1,400Ah で十分余裕がある。 供給先:非常用照明、計装用電源 等 蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性 は必要ないため、2組のうち廃止措置における電 源供給に必要な1組を維持管理する。
	廃止措置	世 秦 秦	√□ 	1. 維
		鰲	<電源供給機能>(<自動起動機能及び10秒以内の電圧確立機能>及び<自動給電機能>を除く) 商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な上記機能を維持管理する。	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に必要な上記機能を維持 <mark>管理</mark> する。
·維持台数	運転中	長停中必台期止の要数	5 中	22
機能・維		也 数 置	句 2	28. 公
		機能	< 電源供給機能> ディーゼル発電機は、187kV 送電線が停 電しその上 66kV 送電線も停電した場合 に、それぞれの非常用母線に電力を供給 し、1 台で原子炉を安全に停止するため に必要な補機を運転するのに十分な容 量を有する。	<電源供給機能>発電所の安全のため常に確実なる電源を必要とするものに対して蓄電池を設置する。
性能維持施設	設備(建家)名称		ディーゼル発電機	海
性能維持	設備等の 区分		電源計畫	
			より とう とう とう とう とう とう とう とう とう はい	

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (7/10) 伊方1号炉 

		編札	●台数の低減他 通常運転時には、海水ポンプは3台を常時運転、 1台を予備とし、原子炉補機冷却水冷却器、コント ロール・タワー空調用冷凍機、ディーゼル発電機、 2次系軸受冷却水冷却器を海水で冷却している。 海水ポンプの容量は1台当たり約2,500m³かである。 高水な供給する性能維持施設(自主的に維持管理する設備を含む)で必要な負荷流量の合計は、約2,100m³かであり、海水ポンプ1台で必要流量を確保できる。 供給先:原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機、等 海水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、4台のうち1台を維持管理する。 所数とット等の冷却についても時間的余格が十分にあるため、海水ポンプの「自動起動機能」は維持 にあるため、海水ポンプの「自動起動機能」は維持 管理しない。
		維 被 数	1 1
		鰲部	< 冷却機能> (< 自動起動機能 > を除く) 廃止措置の安全確保上、使用済 燃料を冷却することが必要な ため、使用済燃料貯蔵設備の冷 却に必要な冷却機能を維持管 理する。
維持台数		長停中心台期上の要数	<b>1</b>
機能・網		中 談 選	4 1
	運転中	機能	<冷却機能> 原子炉補機冷却水設備に海水を供給するもので、原子炉補機冷却水冷却器等に 海水を送り、補機を冷却する。 交流電源喪失時には、非常用電源から海 水ポンプに電力を供給し、原子炉系統施 設の冷却及び安全を確保する。
性能維持施設	設備(建家)名称		海大ポンプ
性能維		設備等の 区分	原
	超 区 公 分		そ の 関 相 句 弱

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (8/10) 伊方1号炉 

		備考	●台数の低減他 通常運転時には、原子炉補機冷却水冷却器、原子 炉補機冷却水ポンプは各々2基(2台)もしくは3基 (3台)を用いて補機冷却を行っている。原子炉補 機冷却水冷却器の伝熱容量は1基当たり約10.5× 10 <sup>8</sup> kcal/h、原子炉補機冷却水ポンプの容量は1台当 たり約900m³/hである。 廃止措置段階では、使用済燃料ピット冷却器など 済却水を供給する性能特持施設(自主的に維持管理 冷却水を供給する性能構持施設(自主的に維持管理	9 の設備を占むりで必要な負向体彩量の占計は、約 6.1×10 <sup>8</sup> kca1/hであり、原子炉補機冷却水冷却器1 基で冷却できる。また、性能維持施設(自主的に維持管理する設備を含む)で必要な負荷流量の合計は、約740m <sup>3</sup> /hであり、原子炉補機冷却水ボンブ1台で必要流量を確保できる。 供給先:使用済燃料ピット冷却器、廃液蒸落装置等廃土措置段階では原子炉が停止しており、事故時等に原子が多な、事故時等に原子が多、事故時等に原子がを生せるための機器を冷却する必要はなく、また、冷却水を供給する性能維持施	設に多重性は必要ないため、4基(4台)のうち1 基(1台)を維持管理する。 財蔵している使用済燃料は十分冷えており、使用済 燃料ピット等の冷却についても時間的余裕が十分 にあるため、原子炉補機冷却水ポンプの「自動起動 機能」は維持管理しない。
		維 台掛 教	1 財	1 □	1 畢
	屋井丁岌	線能	<冷却機能>(<自動起動機能>を除く) 廃止措置の安全確保上、使用済 燃料を冷却することが必要なため、使用済燃料を冷却することが必要な ため、使用済燃料貯蔵設備の冷 却に必要な冷却機能を維持管理する。		
維持台数		長停中必台期止の要数	1	1 🗅	1 展
機能・維		也 数 置	4 基	4. 1	1 基
	運転中	機能	<冷却機能> 冷却される原子炉補機と冷却海水との 間の熱媒体として働く中間冷却系で、原 子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却 水冷却器、原子炉補機冷却水サージタン ク、冷却される原子炉補機及び配管から なり、閉回路を構成する。 交流電源喪失時には、非常用電源から原 子后補機を却水ポンプに電力を併設。	東子佐系統施設の冷却及び安全を確保する。	
性能維持施設		設備(建家)名称	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水サージタンク
性能維		設備等の 区分	展		
		超 区分	<ul><li>小 土</li><li>の 脚</li><li>名 哲</li></ul>		
				- 24 -	

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (9/10) 伊方1号炉 

		備考	<ul><li>●台数の低減 補助建家排気ファン3台のうち1台は運転中から予備機であり、廃止措置段階では予備機は不要であるため、3台のうち2台を維持管理する。</li></ul>				
		新 古 数	23 √□	<u>1</u>	52 √□	22 √□	1 番
	<b>屋井</b> 平 選	機能	<検気機能> 核燃料の貯蔵管理及び機出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発 中があるため、上記機能を有す	る設備を維持管理する。			
持台数		長停中公台期上の要数	52 4¤	10	57 √□	5 ⊒□	1
機能・維持台数		记数 置	22 41	1 1	√□ ⇔	<b>5</b> □	1 基
	中強重	機能	   	(1) 換気設備は空気中の放射性物質による内部被ばくの可能性からみて区域を分け、それぞれ別系統とする。(2) 各換気系統について空気の供給は達為反体がら行い、加賀田の材料権	□14日947・21・、エペーンが34日で 質による内部被ばくの可能性のある 区域に向かって流れるようにし、排気 は適切なフィルタを通して行う。 (3) 各換気系統はその容量が区域及び 安のぶ町や始色 松塾を高いてはな	ものように、また、空気中の放射性物質濃度が各区域について濃度限度に りも十分に低くなるようにする。	
性能維持施設		設備 (建家) 名称	補助建家給気ファン	補助建家給気コニット	補助建家排気ファン	補助建家排気フィルタユニット	補助建家排気筒
性能維		設備等 の区分	数器				
		施設区分	大の他の 単瀬 本 単 本 本 単 本 本 申 車 本 本 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申				

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (10/10) 伊方1号炉 表—1

		備水	●運転中との差異無し			●運転中との差異無し	
		維 台			<b></b>		1
	廃止措置	機能	<消火機能>	火気作業や可燃物を取り扱うことから、「消火機能」を有する設備を維持管理する。		<照明機能>	商用電源の喪失時においても作業者が1号炉内から安全に避難できるよう「照明機能」を有する設備を発達する。
<b>E持台数</b>		長停中心・期上の要が	口 後		<b></b>		<b>私</b>
機能・維持台数		設 宁置 黎			<b></b>		11
	中強貳	機能	<消火機能>	各機器及び建家の消火機能		<照明機能>	電源喪失時の照明機能
性能維持施設		設備(建家)名称	消火栓(管理区域内)			非常照明	
性能維		設備等の 区分	消火設備			照明設備	
		超 区 谷 公	その他	主要施設		•	
						- 2	Ċ

- 性能維持施設」に示 ○廃止措置計画においては、設置許可記載の設備から「廃止措置計画の審査基準」に基づき選定した設備を、「六 す「性能維持施設」としている。
- 御室」にて行っていることから、運転員による監視が必要な期間は「中央制御室」の解体は行わない。なお、「中央制御室」以外で監 ○それらのうち計測機器類は、運転員が監視できるよう維持管理するものであり、現在、この計測機器類による監視の一部は「中央制 視することが可能であれば、「中央制御室」の維持管理は必須ではない。

性能維持施設」に記載の計測機器類のうち、現在中央制御室で監視しているもの】

設備名称	維持機能	維持期間
使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位を 監視する設備)	水位監視機能	使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで
固定エリアモニタ	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで
固定プロセスモニタ	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで
排気筒モニタ	放出管理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで

○また、運転プラントにおいては、「事故等発生時の原子炉停止、低温停止状態移行」等の安全確保上必要な操作を「中央制御室」に留 まって行えることが必要であるが、廃止措置段階においては、そのような機能は不要である。

# 廃止措置におけるディーゼル発電機の維持台数について

### 1. はじめに

廃止措置計画書「六 性能維持施設」に記載している性能維持施設の台数は、「廃止措置期間に必要となる台数」(以下「維持台数」という。)を記載している。

本資料は、廃止措置計画書「六 性能維持施設」に示している非常用電源設備のうち、ディーゼル発電機の維持台数を1台とできる考え方を示す。

## 2. 前提条件

廃止措置においても、使用済燃料を搬出するまでの期間は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している。また、廃止措置計画の審査基準において、「商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合に、適切な容量の電源設備を確保し、これを適切に維持管理すること」が要求されている。

このため、廃止措置計画書「六 性能維持施設」において、使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット、使用済燃料ピット水浄化冷却設備等)の機能・性能を維持管理するとともに、商用電源が喪失した際に、使用済燃料貯蔵設備の安全を確保するための電源を供給する設備としてディーゼル発電機の機能・性能を維持管理することとしている。

一方、使用済燃料は、運転を停止してから約5年以上経過し、崩壊熱による 発熱量は小さいため、使用済燃料ピットの冷却が停止しても、その水温の上昇 は緩やかである。

### 3. ディーゼル発電機の維持台数

#### (1)技術基準上の要求

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準」という。)」においては、運転中のプラントにおけるディーゼル発電機に対しては、多重性が要求されている。具体的には、原子炉運転に対する非常用炉心冷却系等の安全設備や残留熱を除去する系統(余熱除去系)に対して多重性が要求されるとともに、これらの安全施設へ電源を供給するディーゼル発電機に対しても多重性が要求されている。

一方、廃止措置プラントでは、原子炉の緊急停止や残留熱を除去する必要 がなくなるため、技術基準で多重性が要求されている上記の安全設備や系 統は機能・性能を維持管理する必要がなくなる。また、使用済燃料貯蔵設備 の冷却系及び補給水系については、運転中のプラントにおいても多重性は要求されていない。よって、廃止措置プラントでは、全ての性能維持施設に対し多重性は不要となり、それらに非常用電源を供給するためのディーゼル発電機に対しても多重性が要求されなくなる。

## (2) 廃止措置における安全確保上の要求

計画的な点検や万一の故障などにより、維持台数とする1台のディーゼル発電機が稼動不可となる場合の安全確保手段について以下に示す。

計画的な点検のために、ディーゼル発電機を待機除外としている期間において、万一外部電源が喪失した場合には、使用済燃料ピットの水温が保安規定に定める施設運用上の基準に達するまでの期間内(表-1参照)に外部電源やディーゼル発電機の復旧に努める。

また、これらの電源復旧以外にも代替電源や電源に頼らない注水手段を 準備しておくことで、たとえ、これらの電源復旧に時間を要する場合でも、 使用済燃料ピットの水温が保安規定に定める施設運用上の基準を超えない 対応を取ることは十分可能である(表-1参照)。

加えて、仮に、長期間にわたり、外部電源の喪失、ディーゼル発電機の稼動不可、代替電源の稼動不可、電源に頼らない注水手段の不可などの状態が全て継続するような事態を想定したとしても、保安規定に定める電源機能喪失時等の体制に従い、使用済燃料ピットへの水の補給のために必要な措置を講ずることで、使用済燃料の安全性は十分に確保される。

#### 4. 定期事業者検査を実施するディーゼル発電機の台数

原子炉等規制法第43条の3の16及び実用炉規則第57条の2で規定される定期事業者検査は、廃止措置計画書「六性能維持施設」に示す維持台数を実施する。具体的には、非常用電源設備のうち、対象となるディーゼル発電機1台を特定して定期事業者検査を実施する。ただし、事業者が自主的に維持台数以上の台数を供用する場合は、供用する台数全てについて、定期事業者検査を実施する。

この考え方については廃止措置計画書「六 性能維持施設」に記載したディーゼル発電機以外の性能維持施設についても同様とする。

なお、維持台数の設備が稼動不可となった場合に、一時的に維持台数以外の 設備(例えば、解体せずに残している設備)を稼働することはできるものとす る。

以上

表-1 使用済燃料ピット水温が施設運用上の基準に達するまでの期間 及び電源復旧以外の代替電源や電源に頼らない対応

施設運用上の基準 (65℃) に達するまでの期間*	電源復旧以外の代替電源や電源に頼らない対応 (例)
約7日	< 代替電源による対応> ・空冷式非常用発電装置 ・他号機からの電源融通 <電源に頼らない対応> ・燃料取替用水タンクから自重で水を補給

※:初期温度を30℃とした場合の計算値(目安値)

廃止措置の適用 一故障を、長期間では動的 かをいう。ここで、短期間 情に該当するものは 用炉心冷却系及び格納容器 ように、運転モードの切り 様性及び独立性は要 ないて規定される安全機能 5。 電転時、運転時の異常な過 ないて規定される安全機能 が流体振動により破損物 等会「配管内円柱状構造物 等会「配管内円柱状構造物 に掲げる、破壊的化の應認 に掲げる、破壊じん性の要 に掲げる、破壊じん性の要 といて関する技術評 201-2007)に関する技術評	<ul><li>権規則において使用する用 は次の設備をいう。</li><li>リに属する設備</li><li>器及びその隔離弁を除く)</li><li>NR)</li><li>(1)、ハ及びニに規定する設</li></ul>
第14条 (安全設備) 第14条 (安全設備) 1 第1項に規定する「単一故障」は、短期間では動的機器の単一故障を、長期間では動的機器の単一故障又は静的機器の想定される単一故障のいずれかをいう。ここで、短期間を長期間の境界は24時間を基本とし、例えばPWRの非常用炉心冷却系及び格納容器熱除去系の注入モードから再循環モードへの切り替えなどのように、運転モードの切り替えなどのように、運転モードの切り替えなどのように、運転モードの切り替えなどのように、運転モードの切り替えなどのように、運転モードの切り替えなどのように、運転モードの切り替えなどのようを行う場合は、その時点を短期間と長期間の境界とする。第2項の規定は、その時点を短期間と長期間の境界とかる。 関する審査指針(平成2年8月30日原子力規制委員会)」において規定される安全機能を有する構築物、系統及び機器についても適用するものとす。格納容器内の安全機能であれる全有で設置を有する構築の、系統及び機器について、適用するものとで、格納容器内の安全設備であれば通常運転からLOCA(冷却材喪失事故)時までの状態において考えられる圧力、温度、放射線、湿度をいう。また、「環境条件」には、冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む)が含まれる。なお、配管内円柱状構造物が流体振動によりで表えられる上方、指して冷却材に流入することの評価に当たっては、日本機械学会「配管内円柱状構造物が流体展動によりできたの部域制をとして合助がに当たっては、日本機械学会「配管内円柱状構造物が流体を動ので流力を設ける原理が高期である。なお、配管内円柱状構造物が流体を動していて、安全設備のうち供用期間中において中性子照射脆化の影響を受ける原子が正対を満た法」(IEAC4201-2007)に関する技術評価書」(「日本電気協会規格「原子炉構造材の監視試験方法」(IEAC4201-2007)に関する技術評価書」(「日本電気協会規格「原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構をしまとめ)))	第2条(定義) 1 本規定において使用する用語は、原子炉等規制法及び技術基準規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び技術基準規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び技術基準規則において使用する用語の例による。 3 第2項第9号に規定する「安全設備」のイ、ハ、二及びホとは次の設備をいう。 イ 容器、配管、ポンプ等であって原子炉冷却材圧力バウンダリに属する設備 ハ 安全保護装置、非常用炉心冷却設備、原子炉格納容器及びその隔離弁を除く) ・原子炉隔離時冷却系(BWR) ・原子炉隔離時冷却系(BWR) ・発網除去系(FWR) ・発網除去系(FWR) ・原子炉制御室非常用換気空調系 ・原子が出力アモニタ(設計基準事故時)(BWR) ・指約容器エリアモニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格納容器理気放射線モニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格約容器理関放射線モニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格前容器理関放射線モニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格前容器理関放射線モニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格前容器理関放射線モニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格前容器理関放射線モニタ(設計基準事故時)(BWR) ・格前容器理関放射線モニタ(設計基準事な時)(BWR) ・格前容器理関が対域・ニタスを調査・エクスを対してその機能を確保するために電力を供給するもの
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (安全設備) 第十四条 第三条第三項第九号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機 被又は器具の単一故障(設置許可基準規則第十二条第三項に規定する単一故障をいう。 以下同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、構成する機械又は起身の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するよう、施設しなければならない。 安全設備は、設計基準事故時及びも影響故に至るまでの間に想定される全ての環境条はにおいて、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。	(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の域は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 九 「安全設備」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環 境条件において、次に掲載及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環 現条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼす 恐れを直接又は間接に生じさせる設備であって次に掲げるものをいう。 イ 一次冷却系統に係る設備及びその附属設備 ロ 反応度制御系統(設置許可基準規則第二条第二項第二十七号に規定する反応度 制御系統をいう。以下同じ。)に係る設備及びそれらの附属設備 の 安全保護装置(運転時の異常な過渡変化が発生する場合、地震の発生により発 電用原子炉の運転に支障が生ずる場合及び一次冷却材模失その他の設計基準事 故時に原子炉停止系統を自動的に作動させ、かつ、発電用原子炉内の燃料体の 破損又は発電用原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。の損傷による多量の 放射性物質の放出のおそれがある場合に、1で心」という。の損傷による多量の 放射性物質の放出のおそれがある場合に、かつ、発電用原子炉内の燃料体の る装置をいう。以下同じ。)、非常用炉心冷却設備(原子炉圧力容器内において 発生した熱を通常運転時において除去する発電用原子炉施設が設計基準事故に る装置をいう。以下同じ。)、非常用炉心冷却設備(原子炉圧力容器内 る装置をいう。以下同じまたれがある場合に、近から加速設が設計基準事故に至るまでの間にその機能を失った場合に原子が配置が 及び設計基準事故に至るまでの間にその機能を失った場合に原子が開発が 及び設計基準事故に至るまでの間にその機能を失った場合に原子が配子を発生する影像をから。以下同じ。)その他非常時に発電 及び設計基準事故に至るまでの間にその機能を失った場合に原子がある。 成子がて発生した熱を通常生する設備をいう。以下同じ。)その他非常時に発電用 原子炉の完全性や確保よるために必要な記述の。2016月に)。2016月に第24年の完全性を確保するために必要は表現を表現した。2016月に対理は表現が表現を表する影像をからのが必然に発達して発生した熱を通常を持ているのが発生が表現をするために必要はある。2016月に対理はよりに発生に対理を表現しまするといる。2016月に対理と対理を表現しまするといるとは、2016月に対理を表現しまするとは、2016月に対理を表現しまするといるとは、2016月に対理を表現しまするといる。2016月に対理を表現しまするといるといるといるとは、2016月に対理を表現しまするとは、2016月に対理を表現しまするといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる

別紙一3

伊方発電所 1号炉 廃止措置対象施設等の選定結果について(1/4)

	施設区分(設置許可本文)		設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設		解な対象/施設 〇・中学専用部にAITー報の配置が19年メ17年をとの用 ×・全での施設が1,2年学共田Xは5年を日本 ・・全での施設が1,2年を共田Xは5年を日本			性能を維持を配置 ○ 2. 単原性等を入りを設置 × 2. 単原性等のでは設置 トン・単原性のでは トン・サップには ・ 3. サップ・ドラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		華
			内积	熊内	判定	院区	供用号炉	単加	「六 性能維持施設」に記載の設備	設備引用元	
	発電用原子炉施設の- 般構造	- その他の主要な構造	原子炉補助建家	原子炉補助建家	0	原子炉補助建家	-	0	原子炉補助建家	設置許可本文	
	2	心卧	炉心支持構造物	炉心支持構造物	0	炉心支持構造物	_	×	ı	1	
	e	燃料体	燃料集合体	燃料集合体	0	燃料集合体	_	×	1	1	
		原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	0	原子炉容器	-	×		ı	
	D.	# # 97 19 14	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	0	原子炉容器周囲のコンクリート壁	-	0	原子炉容器周囲のコンクリート壁	設置許可本文	
	9	放列祿盛數体	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	0	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	_	0	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	設置許可本文	
	7							×	燃料取替クレーン	設置許可添付八	
(20年度) (20	00					AND THE SEC OF SEC.		0	使用済燃料パットクレーン	設置許可添付八	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	6		燃料取替装置	燃料取替装置	0	<b>燃料取管装置</b>	-	0	補助建家クレーン	設置許可添付八	
(日本)         <	10							×	制御棒クラスタ取替装置	設置許可添付八	
(株別の ) (株別の	Ξ					燃料取替装置	1,2,3	1	1	1	
Add Marke Ministry         Add M	12	计 化甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基						×	燃料移送装置	設置許可添付八	
(日本)         <	13	核燃料物具 収扱設備				200 十c か、42 lob step		×	原子炉キャビティ	設置許可添付八	
(株理的の配置 (ACM)         (株理的配配面)         (本理的配置)         (本面配置)	14		燃料移送装置	燃料移送装置	0	<b>燃料移达装直</b>	-	×	燃料取替用キャナル	設置許可添付八	
(株別報酬的報酬)         (本)	15							0	新燃料エレベータ	設置許可添付八	
(本) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力		桕				燃料移送装置	1,2,3	1	1	ı	
(本)			1000年1914年110日	はままる	(	除染装置	-	0	除染装置	設置許可本文	
(本の)         <	18		<b>孫米</b> 被回	<b>沃米</b> 港 画	) )	除染装置	1,2,3	1	1	1	
(金) (	19		新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	0	新燃料貯蔵設備	1	0	新燃料貯蔵ラック	設置許可本文	
(施用が無対的関係)         (使用が無対的関係)         (使用が無対的関係)         (使用が無対的関係)         (中の所無対的関係)         (中の所規的関係)         (中の所能対的関係)         (中の所規的関係)         (中の所能対的関係)         (中の所能対的関係)         (中の所能対的関係)         (中の形成的関係)	20							0	使用済燃料ピット	設置許可本文	
技術的関係機構 (機能料的医療機構 (企用液燃料的配換機 (企用液燃料的配換機 (企用液燃料的配換機 (企用液燃料的配換機 (企用液燃料的配換機 (企用液燃料的配換機 (工液冷却的 (工液分類的 (工水分類的 (工作人物類 (工作人物類 (工作人物類 (工作人人人人人、股 (工作人人人人人人、股 (工作人人人人人人人、股 (工作人人人人人人人人 (工作人人人人人人人人 (工作人人人人人人人人 (工作人人人人人人人人人 (工作人人人人人人人人人人	21					地名特雷斯塞沙巴地	-	0	使用済燃料ラック	設置許可本文	
(Assistation to company (Assistation to	22	拼记排出 出學 医整件	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	0	大力河流不好,既可用	-	0	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	設置許可本文	
(本用が無対的機能)         使用が燃料が成的機能()         (本用が燃料が成り機能()         (本用が燃料が成り機能()         (本用が燃料が成り機能()         (本用が燃料が成り機能()         (本)	23	<b>校然科彻具打殿政训</b>						0	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	設置許可本文	
(使用分離的機構を式門機能段)         本 (用月分離的機能度)         本 (用月分離的能能度)         本 (用月分離的能能度)         本 (用月分離的能能度)         本 (用月分離的能能度)         本 (用月分離的性力力         (日月分離的性力力         (日月分離的性力力         (日月分離的性力力         (日月分期的性力力         (日月分期的性力分         (日月分期的性力分         (日月分期的性力分         (日月分期的性力分         (日月分期的性力分         (日月分期的性力分         (日月分期的	24					使用済燃料貯蔵設備	1,2,3	1		-	
(株) (利力) (利力) (利力) (利力) (利力) (利力) (利力) (利力	25		_	-	1	-	1	0	燃料取替用水タンク	設置許可添付八	*1
(A) (大) (本) (大) (本) (大) (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	26		使用済燃料乾式貯蔵施設	使用済燃料乾式貯蔵施設	×	使用済燃料乾式貯蔵施設	1,2,3	1	-	_	
(元) (本) (記) (報) (報) (報) (報) (本) (本) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	27		蒸気発生器	蒸気発生器	0	蒸気発生器	-	×	_	_	
TAYTANDENING         TAYTANDANDER         TOYADADÉE         O         TOYADADÉE         D         D         TOYADADÉE         D	28	# 14 4 4 4	1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	0	1次冷却材ポンプ	-	×	-	1	
C2次冷却設備         か圧器         の上記器         の上記器         の上記器         の上記器         の上記         の上記 <t< td=""><td>29</td><td></td><td>1次冷却材管</td><td>1次冷却材管</td><td>0</td><td>1次冷却材管</td><td>-</td><td>×</td><td>_</td><td>_</td><td></td></t<>	29		1次冷却材管	1次冷却材管	0	1次冷却材管	-	×	_	_	
C2次冷却設備 事件用冷却設備 非常用冷却設備 表面定注入系         少一ビン         O         砂ービン         O         一級工主人系 電圧注入系         O         他EL注人系 電圧注入系         O         他EL注人系 電圧注入系         O         他EL注人系 電圧注入系         O         他EL注人系 電圧注入系         O         他EL注人系 電圧注入系         O         他中体制制設備 事施主投入系         O         他中体制制設備 事施主投機 ()         O         中中人小小小、大設備 ()         O         中上小バ小、大設備 ()         O         中上小バ小、大設備 ()         O         中上小バ小、大設備 ()         O         中上小バ小、大設備 ()         D	30		加圧器	加圧器	0	加圧器	-	×	-	_	
原子戶小加系統施設         非常用冷却設備         重圧注入系         面圧注人系         位 低圧注人系         1         x         一 <th< td=""><td>31</td><td>2次冷却設備</td><td>タービン</td><td>タービン</td><td>0</td><td>ターピン</td><td>1</td><td>×</td><td></td><td>-</td><td></td></th<>	31	2次冷却設備	タービン	タービン	0	ターピン	1	×		-	
***   Principle of the Principle	_	ę,	高圧注入系	高圧注入系	0	高圧注入系	-	×		ı	
本地 上 人 系         蓋圧注人系         つ         他学・体積制卸設備         (中・体積制卸設備         1         x         一           その他の主要な事項         全の他の主要な事項         クービンバイバス設備         つ         クービンバイバス設備         つ         クービンバイバス設備         コ         x         一         一         本         本         本         上	_		低压注入系	低压注入系	0	低压注入系	-	×		ı	
化学・体積制御設備         化学・体積制御設備         〇         化学・体積制御設備         ○         化学・体積制御設備         □         一、全の他の主要な事項         □         本際株主設備         □         一、本窓を主要な事業         □         一、大イバス設備         □         一、大イバス設備         □         本屋室を弁及び大気放出弁         □         一、大イバス設備         □         本屋室を弁及び大気放出弁         □         本屋室安全弁及び大気放出弁         □         本屋室安全弁及び大気放出弁         □         本屋室を弁及び大気放出弁         □         本屋室を弁及び大気放出弁         □         本屋室を弁及び大気放出弁         □         一         一         本屋室を弁及び大気放出弁         □         一	34		蓄圧注入系	蓄圧注入系	0	蓄圧注入系	-	×	_	_	
その他の主要な事項         余熱除去設備         余熱除去設備         〇         余型が去設備         ○         今一ビンバイバス設備         ○         クービンバイバス設備         1         ×         一           主義気安全弁及び大気放出弁         主義気安全弁及び大気放出弁         ○         主義気安全弁及び大気放出弁         ○         主義気安全弁及び大気放出弁         □         ×         一	35		化学-体積制御設備	化学·体積制御設備	0	化学·体積制御設備	-	×	_	_	
COIECULE 2006年34         タービンバイバス設備         O         タービンバイバス設備         O         タービンバイバス設備         1         X         -           主蒸気安全弁及び大気放出弁         主蒸気安全弁及び大気放出弁         O         主蒸気安全弁及び大気放出弁         1         X         -         -	36	1年7年十分末の大	余熱除去設備	余熱除去設備	0	余熱除去設備	-	×		ı	
主蒸気安全弁及び大気放出弁 主蒸気安全弁及び大気放出弁 〇 主蒸気安全弁及び大気放出弁 1	37	が手を対ける場合と	タービンバイパス設備	タービンバイパス設備	0	タービンバイパス設備	-	×	_	-	
	38		主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	0	主蒸気安全弁及び大気放出弁	1	×	1	_	

- 32 -

伊方発電所 1号炉 廃止措置対象施設等の選定結果について(2/4)

(改值計引本文)	設備等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設	1 3	解体対象施設 〇・1号が単併書/公士・総の施設が多次は1号が2の共用 ×・全ての施設が1、2号が共用又は3号が2の共用 	# # #	{Q	(2000年 1998年) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	二日に粉が	
		内訳 ***=***	Nik Tilet	単近	서 나 나	供用与炉	単定	「77 生形維持施設」に記載の設備	送(順5)用元	
	計業	校訂表 2.6.4.6.十亩4元1年	校 司 教	0 0	校 即 教	- +	k :		1	
		※日本本工の司の2.	この間の工水が三次 正元 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	) (	この他の工文の目後、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	- ,	<b>(</b> :			
	安全保護回路	原士が停止回路 その他の主亜が完全保護回路	原十字停止回路本户社会中辖回路	0 0	原子が停止回路を分の出します。		× >	1 1		
計測制御系統施設		この言の十次の文里不改回記書の書	このにのよりでのようには、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然を	) (	でいった。マイルでは日本		×	1		
	制御設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	0	制御材壓動設備	-	×	11	1	
		1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	0	1次冷却材温度制御設備	-	×	1	1	
	その他の主要な事項	加圧器制御設備	加圧器制御設備	0	加圧器制御設備	-	×	1	1	
		ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	×	ガス圧縮装置	1,2	×	r	1	
	気体廃棄物の廃棄設備	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	×	ガス減衰タンク	1,2	×	1	1	
	1	補助建家排気筒	補助建家排気筒	0	補助建家排気筒	-	0	補助建家排気筒	設置許可本文	E.
						-	0	格納容器冷却材ドレンタンク	設置許可添付八	<
						-	0	補助建家冷却材ドレンタンク	設置許可添付八	2
					ほう酸回収系	-	0	冷却材貯蔵タンク	設置許可本文	j.
						-	×	ほう酸回収装置混床式脱塩塔	設置許可添付八	$\checkmark$
		ほう酸回収系	ほう酸回収系	0		-	×	ほう酸回収装置陽イオン脱塩塔	設置許可添付八	4
						1,2	×	ほう酸回収装置	設置許可本文	L/
					8 <u>1</u> 0 9 0 1 1	1,2	×	ほう酸蒸留水脱塩塔	設置許可本文	L/
					ほつ酸回収米	1,2	×	モニタタンク	設置許可本文	67
						1,2	×	ほう酸濃縮液タンク	設置許可添付八	2
						-	0	補助建家機器ドレンタンク	設置許可添付八	2
					以自己并是	-	0	補助建家サンプタンク	設置許可添付八	<
	液体廃棄物の廃棄設備				海液处理米	-	0	格納容器サンプ	設置許可添付八	$\prec$
						1	0	廃液貯蔵タンク	設置許可本文	L.
1		廃液処理系	廃液処理系	0		1,2	٥	廃液貯蔵タンク	設置許可本文	
放射性廃棄物の廃 棄施設						1,2	٥	廃液蒸発装置	設置許可本文	J.
					廃液処理系	1,2	٥	廃液蒸留水脱塩塔	設置許可本文	J.
						1,2	٥	廃液蒸留水タンク	設置許可本文	
						1,2	٥	薬品ドレンタンク	設置許可添付八	$\prec$
						1,2	٥	洗浄排水タンク	設置許可本文	ارز
		<b>将耳显音主张大</b>	将 里里 千 主 然 大	,	洗净排水処理系	1,2	٥	洗净排水蒸発装置	設置許可本文	L.
		<b>况净排水处理</b> 常	化并分分类形式	<		1,2	٥	洗浄排水蒸留水タンク	設置許可本文	L.
					洗净排水処理系	1,2,3	ī	ı	-	
		放水口	放水口	×	放水口	1,2	٥	放水口	設置許可本文	J.
		# 共 # / Ⅱ ½	財 共帯 トリシ	,	ドラム詰装置	1,2	٥	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置)	装置)	L.
		「人名哈牧庫	一人で記文画	<	ドラム詰装置	1,2,3	ī	1	•	
		エング	II X	×	ベイラ	1,2	٥	ベイラ	設置許可本文	ارز
				:	ベイラ	1,2,3	1		-	
	固体廃棄物の廃棄設備	雑固体焼却設備	雑固体焼却設備	×	雑固体焼却設備	1,2,3	1	-	1	
		年田兴幸売四番からて	4. 1. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	>	使用済樹脂貯蔵タンク	1,2	٥	使用済樹脂貯蔵タンク	設置許可本文	J.
		スカルイギが旧というとう	スカル中部が開えてい	ζ	使用済樹脂貯蔵タンク	1,2,3	-	-	-	
		固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	×	固体廃棄物貯蔵庫	1,2,3	ī	ı	-	
		蒸気発生器保管庫	蒸気発生器保管庫	×	蒸気発生器保管庫	1,2,3	1	1		
										l

伊方発電所 1号炉 廃止措置対象施設等の選定結果について(3/4)

羅		4	\ \	٧	٧	ν	\ \	\ \	V	V	ν	٧	\ \	٧	V		٧		٧	\ \		٧	~					
	設備引用元	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	設置許可添付八	1	設置許可添付八	-	設置許可添付八	設置許可添付八	1	設置許可添付八	設置許可添付八	-	ı	-	1	
作品等等が高級。 〇、機能を指するの数 ・、機能を対するの数 ト、機能を対する。 「3.5.45では無理事である。」 「3.5.45では無理事である。」	「六 性能維持施設」に記載の設備	固定エリアモニタ(ドラム詰操作室、使用済燃料ピット付近)	固定プロセスモニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	固定プロセスモニタ(格納容器ガスモニタ)	固定プロセスモニタ(格納容器じんあいモニタ)	固定プロセスモニタ(原子炉補機冷却水モニタ)	固定プロセスモニタ(主蒸気管モニタ)	固定プロセスモニタ(高態度型主蒸気管モニタ)	固定エリアモニタ(充てんポンプ室)	固定エリアモニタ(原子炉格納容器内(エアロック付近))	固定エリアモニタ(原子炉格納容器内(炉内計装付近))	固定エリアモニタ(格納容器エリアモニタ(事故時))	固定エリアモニタ(中央制御室)	固定エリアモニタ(放射化学室)	固定エリアモニタ(原子炉系試料採取室)	-	放射線管理関係設備		排気筒モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ,格納容器排気筒ガスモニタ)	復水器空気抽出器ガスモニタ		蒸気 発生器ブローダウン水モニタ	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)				-	※1:廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質所職設備で保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加 ※2:廃止指置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備、網球活制設備等)については、適切な機能が個保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
	判定	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	٥	-	0	×	1	×	٥	1	1	1	-	8
	供用号炉	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	1,2	1,2	1,2	1,2,3	1,2	1,2,3	1	-	1,2,3	1	1,2	1,2,3	1,2,3	1,2,3	1,2,3	に基づき追げ
解本文学指数 〇・1号が専用書(人は一部の施設が4号Xは1号号5の共用 ×・全での施設が1、2号が4用天は3号を2の共用	判定						放射線監視設備		0					放射線監視設備		放射線監視設備	放射線管理設備	太 放射線管理設備	サートリュ	本 対モーン	排気モニタ	排水モニタ	排水モニタ	× 気象観測設備	× 敷地内外の固定モニタ	× 放射能観測車	× 環境試料の放射線測定装置	※1:廃止指置計画審准基準[警線対及び使用液燃料を核燃料物質所襲影響で保管する時間にあっては、所要の在能を消圧するよう当該核燃料物質的複数機を放射物質 既扱設備を維持管理すること。   に越づき迫加※2:廃止指置計画審查基準「その治の安全確保上必要な設備(無明設備、推験不到影備等)  こいては、適のな機能が確保されるよう維体物理すること。   「過少予過加
廃止措置対象施設	内积								放射線監視設備								班 提出 种 60 十9 十	JX 约 称 官 4里改 调		排気モニタ		4 	排水ホーダ	気象観測設備	敷地内外の固定モニタ	放射能観測車	環境試料の放射線測定装置	Iにあっては、所要の性能を満足するよう当については、適切な機能が確保されるよう
設置許可本文記載設備	内积								放射線監視設備								计合计符 做 知识化	以外 张 官 华政 哺		排気モニタ		4   1   1   1   1   1   1   1   1   1	ない サンドーグ	気象観測設備	敷地内外の固定モニタ	放射能観測車	環境試料の放射線測定装置	<ul><li>(料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間:必要な設備(照明設備、補機冷却設備等)</li></ul>
設備等の区分(設置許可本文)										屋内管理用の主要な設 備													屋外管理用の主要な設 備					査基準「新燃料及び使用済営 査基準「その他の安全確保上
施設区分(設置許可本文)		82	83	84	85	98	87	88	88	06	91	92	93	94	95	96	26	86	66	100	101	102	103	104	105	106	107	※1:廃止措置計画審3 ※2:廃止措置計画審3

伊方発電所 1号炉 廃止措置対象施設等の選定結果について(4/4)

	· # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	設備引用元	設置許可本文	1	設置許可本文	設置許可本文	1	1	1	1	設置許可本文	設置許可本文	1	設置許可添付八 ※2	設置許可添付八 ※2	設置許可添付八 ※2	設置許可添付八 ※2	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※3	設置許可添付八 ※4	. **	1	1	1	
/1	(本語 (本語 ) 本語 (本語 ) 和語 (本語 ) 本語 (本語 ) 和語 (本語 ) 本語 (本語 ) 和語 (本語 )	「六 性能維持施設」に記載の設備	原子炉格納容器	1	格納容器給気ファン	格納容器排気ファン	1	1	1	1	ディーゼル発電機	蕃電池	1	海水ポンプ	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水サージタンク	補助建家給気ファン	補助建家給気ユニット	補助建家排気ファン	補助建家排気フィルタユニット	補助建家排気筒	放射線管理室給気ユニット	放射線管理室給気ファン	放射線管理室排気フィルタユニット	放射線管理室排気ファン	原子炉格納容器排気筒	消火栓	非常用照明	1	1		
\T\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		判定	0	×	0	0	×	×	×	1	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	٥	٥	٥	◁	٥	0	0	×	1	1	_
る人と下口という		供用号炉	1	-	1	-	-	-	1,2	1,2,3	- 1	ı	1,2	- 1		-		1	- 1	- 1	ı	-	1,2	1,2	1,2	1,2	1,2	1	1	-	1,2,3	1,2,3	
	機関のである。 田田ののであるに対している。 田田ののであるに対している。 田田ののであるに対している。 田田ののである。 田田ののでる。 田田の	民	原子炉格納容器	原子炉格納容器空気再循環設備	# 10 4 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	原士炉恰納谷帣換凤設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統	受電系統	ディーゼル発電機	岩鮰攤	海水淡水化装置	T		ı		T		_	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ターボン建家※6	<b>携却炉建家</b> <sup>※5</sup>	雑固体処理建屋※5	
211		判定	0	0	(	)	0	0	)	×	0	0	×	1		ı		1	1	1	ı	ı	1	1	1	1	1	1	1	0	×	×	
	廃止措置対象施設	器区	原子炉格納容器	原子炉格納容器空気再循環設備	计记录 计记录 计记录	原士炉拾料谷器被风影慵	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	は火曜日	<b>沙电光</b> 的	ディーゼル発電機	兒禮攤	海水淡水化装置	1		ı		1	=	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	タービン建家※5	焼却炉建家※5	雑固体処理建屋※5	
	設置許可本文記載設備	城内	原子炉格納容器	原子炉格納容器空気再循環設備	用心 计基金语语 计一定算	原十分哈勢谷恭被刘贤辅	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	*************************************	<b>火</b> 电光疗	ディーゼル発電機	紫電光	海水淡水化装置	1		ı		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	設備等の区分 (設置許可本文)		構造			その他の主要な事項				世	<b>非市出电源政</b> 開		その他の主要な事項	原子炉補機冷却海水設備		原子炉補機冷却水設備						4 化岩油	採乳設備					消火設備	照明設備		#	<b>三</b>	
	施設区分 (設置許可本文)		801	601	110 所以前被公共門	111	112	113	114	115	116 本の他発電用原子 かの かい	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128 その他主要施設	(設直許 日本又以外 から追加)	130	131	132	133	134	135	136	137	•

※2. 廃止措置的需要基準「その他の安全確保上必要な設備、照明設備、精趣冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加 ※2.3. 廃止措置的需要基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体機法に伴い放射性物じんが発生する可能性のある区域で原子炉部放外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。 ※4. 廃止措置計画審查基準「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加 ※5. 廃止措置計画審查基準「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

- 35 -